

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定める。

なお、平成24年大阪府告示第361号（水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準。以下「平成24年告示」という。）は、平成29年8月31日限り廃止する。

平成29年6月28日

大阪府知事 松井 一郎

1 適用地域

この基準は、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する区域のうち大阪府の区域に、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号の口に掲げる区域に適用する。

2 適用する工場又は事業場

この基準は、防止法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が50立方米以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）に適用する。

3 総量規制基準

(1) 化学的酸素要求量について

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の第2欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の第3欄に定めるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に申請又は届出（特別措置法第5条第1項若しくは第8条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出をいう。以下同じ。）がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から22の項までに掲げるものを除く。）	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Ci} \cdot Q_{Ci} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正す	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$

	る政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「56年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	
4	56年既設事業場のうち、同日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に申請又は届出がされたものを除く。）	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Ci} \cdot Q_{Ci} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「57年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
6	57年既設事業場のうち、同日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に申請又は届出がされたものを除く。）	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Ci} \cdot Q_{Ci} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に申請又は届出がされたものを含む。以下「63年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
8	63年既設事業場のうち、同日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に申請又は届出がされたものを除く。）	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Ci} \cdot Q_{Ci} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$

	又は事業場（以下「2年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	
10	2年既設事業場のうち、平成3年4月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Ci} \cdot Q_{Ci} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（以下「3年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
12	3年既設事業場のうち、平成3年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（以下「9年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
14	9年既設事業場のうち、平成9年12月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（以下「10年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
16	10年既設事業場のうち、平成10年6月17日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$L_C = (C_{Cj} \cdot Q_{Cj} + C_{Co} \cdot Q_{Co}) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（以下「11年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$

	除く。	
18	11年既設事業場のうち、平成12年3月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_C = (C_{C_j} \cdot Q_{C_j} + C_{C_o} \cdot Q_{C_o}) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（以下「13年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
20	13年既設事業場のうち、平成13年7月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_C = (C_{C_j} \cdot Q_{C_j} + C_{C_o} \cdot Q_{C_o}) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（以下「24年既設事業場」という。）。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_C = C_C \cdot Q_C \times 10^{-3}$
22	24年既設事業場のうち、平成24年5月25日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_C = (C_{C_j} \cdot Q_{C_j} + C_{C_o} \cdot Q_{C_o}) \times 10^{-3}$

備考 この表に掲げる式において、 L_C 、 C_C 、 C_{C_j} 、 C_{C_i} 、 C_{C_o} 、 Q_C 、 Q_{C_j} 、 Q_{C_i} 及び Q_{C_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_C 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_C 別表第1第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{C_j} 別表第1第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{C_i} 別表第1第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{C_o} C_C と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_C 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{C_j} 平成3年7月1日（12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成13年7月1日、22の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{C_i} 昭和55年7月1日（4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月

1日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量(Q_{C_j} を除く。))(単位 1日につき立 方メートル)

Q_{C_o} 特定排出水の量(Q_{C_j} 及び Q_{C_i} (12の項、14の項、16の項、18の項、20の項及び22の項にあっては、 Q_{C_j})を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

ただし、平成31年3月31日までの間は、 C_C 、 C_{C_i} 、 C_{C_o} 及び $C_{C_j} \cdot Q_{C_j}$ の値については、次に定めるところによる。

C_C 、 C_{C_i} 又は C_{C_o} 廃止前の平成24年告示に定める C_C 、 C_{C_i} 又は C_{C_o}

$C_{C_j} \cdot Q_{C_j}$ 平成29年9月1日の前日までの間に増加する特定排出水の量に廃止前の平成24年告示に定める C_{C_j} の値を乗じて得た値及び同日以後に増加する特定排出水の量にこの告示に定める C_{C_j} の値を乗じて得た値の合計値

(2) 窒素含有量について

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の第2欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の第3欄に定めるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で同日以後申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。以下同じ。)及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項及び4の項に掲げるものを除く。)	$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$
3	24年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
4	24年既設事業場のうち、平成24年5月25日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$

備考 この表に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 C_{n_i} 、 C_{n_o} 、 Q_n 、 Q_{n_i} 及び Q_{n_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_n 別表第2第3欄(1)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{n_i} 別表第2第3欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{n_o} C_n と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{n_i} 平成14年10月1日（4の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{n_o} 特定排出水の量（ Q_{n_i} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

ただし、平成31年3月31日までの間は、 C_n 、 C_{n_o} 及び $C_{n_i} \cdot Q_{n_i}$ の値については、次に定めるところによる。

C_n 、 C_{n_o} 廃止前の平成24年告示に定める C_n 、 C_{n_o}

$C_{n_i} \cdot Q_{n_i}$ 平成29年9月1日の前日までの間に増加する特定排出水の量に廃止前の平成24年告示に定める C_{n_i} の値を乗じて得た値及び同日以後に増加する特定排出水の量にこの告示に定める C_{n_i} の値を乗じて得た値の合計値

(3) りん含有量について

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の第2欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の第3欄に定めるとおりとする。

第1欄	第2欄	第3欄
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項及び4の項に掲げるものを除く。）	$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \times 10^{-3}$
3	24年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	24年既設事業場のうち、平成24年5月25日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \times 10^{-3}$

備考 この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 C_{p_i} 、 C_{p_o} 、 Q_p 、 Q_{p_i} 及び Q_{p_o} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_p 別表第3第3欄(1)に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{p_i} 別表第3第3欄(2)に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{p_o} C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Q_{p_i} 平成14年10月1日（4の項にあっては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{p_o} 特定排出水の量（ Q_{p_i} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

ただし、平成31年3月31日までの間は、 C_p 、 C_{p_o} 及び $C_{p_i} \cdot Q_{p_i}$ の値については、次に定めるところによる。

C_p 、 C_{p_o} 廃止前の平成24年告示に定める C_p 、 C_{p_o}

$C_{p_i} \cdot Q_{p_i}$ 平成29年9月1日の前日までの間に増加する特定排出水の量に廃止前の平成24年告示に定める C_{p_i} の値を乗じて得た値
及び同日以後に増加する特定排出水の量にこの告示に定める C_{p_i} の値を乗じて得た値の合計値

4 施行期日

平成29年9月1日から施行する。

別表第1

第1欄	第2欄	第3欄			第4欄
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。）にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	55	55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	

14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	

40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30	
55	繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	75	75	70	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90	
	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程	イ	80		

61	(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	口	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50		
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80		
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60		
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40		
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40		
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40		
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあっては、第3欄の値は、10とする。	
75	木材薬品処理業	20	20	20		
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60		
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60		
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リフアイナーグランドパルプ製造工程又はサモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50		
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未	70	70	70		

	さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）				
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしセミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしセミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあっては、第3欄（1）の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカ	50	40	40	

	ニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの				
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	50	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による纖維板製造業	40	40	40	
96	纖維板製造業（前項までに掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	40	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。

108	無機化学工業製品製造業 (105の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあっては、第3欄の値は、40とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、150とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、50とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	
					(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3

115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	<p>欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。</p> <p>(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(3) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。</p>
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	<p>(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p>
121	合成ゴム製造業	40	40	40	<p>(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、70とする。</p> <p>(2) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、130とする。</p>
122	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、150とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	

124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるもの）	40	40	40	

	を除く。)				
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、30とする。
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、第3欄の値は、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス纖維（長纖維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	

168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜钢管製造業	10	10	10	
186	伸線業	25	15	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき钢管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	

193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業、又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	10	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの(高濃度のCODを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	

213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	イ ロ	50 40	40 30	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	イ ロ	50 40	40 30	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	(1) し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下のもの）にあっては、第3欄(1)の値は、40とする。 (2) 備考(1)のうち、昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、40とする。 (3) 221の項の第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、25とする。 (4) 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、10とする。

					(5) 単独処理浄化槽にあっては、第3欄(1)の値は、40とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	(1) 昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあっては、第3欄の値は、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの除く。）	40	30	20	(1) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあっては、第3欄(2)の値は、40とする。 (2) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	25	20	20	
2の項 から前	(1) 食料品製造業	10	10	10	
	(3) 窯業・土石製品製造業	10	10	10	
	(4) その他の製造業	10	10	10	
	(5) 鉄道業及び道路旅客運送業	15	10	10	
	(6) 上水道業及び工業用水道業	10	10	10	

232	項目までに分類されないもの	(7) ドラム缶洗浄業	10	10	10	
		(8) 共同処理場	20	20	10	
		(9) 指定地域内事業場のし尿 又は雑排水 (221及び222の 項に係るものを除く。)	イ	60	30	
			ロ	40		
		(10) (1) から (9) までに分類さ れないもの	40	20	20	

備考 この表の第2欄中イとあるのは日平均排水量400立方メートル未満の指定地域内事業場を示し、ロとあるのは日平均排水量400立方メートル以上の指定地域内事業場を示す。

別表第2

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	10	10	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	25	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	25	10	
12	冷凍水産物製造業	25	10	
13	冷凍水産食品製造業	30	10	
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	10	

15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	15	10	
17	味噌製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	15	10	
26	生菓子製造業	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	15	10	
28	米菓製造業	15	10	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
30	植物油脂製造業	10	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	15	10	
35	めん類製造業	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	25	10	
38	あん類製造業	15	10	

39	冷凍調理食品製造業	20	10	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	15	10	
42	果実酒製造業	15	10	
43	ビール製造業	15	10	
44	清酒製造業	10	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	15	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製纖工程に係るもの	15	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	10	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	10	10	綿織物捺染工程にあっては、第3欄（1）の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	

61	繊維工業で綿状纖維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
63	繊維工業で纖維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	15	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で纖維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	10	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	10	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	10	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	10	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしぱミグランドパルプ製造工程又は未さらしほミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを	10	10	

	除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	10	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	10	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	10	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	10	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	10	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	10	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	10	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造	10	10	

	工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	10	10	
89	機械すき和紙製造業	10	10	
90	手すき和紙製造業	10	10	
91	塗工紙製造業	10	10	
92	段ボール製造業	10	10	
93	重包装紙袋製造業	10	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による纖維板製造業	20	10	
96	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
100	印刷業	20	10	
101	製版業	20	10	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	(1) アンモニア製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ120、30とする。 (2) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、200とする。 (3) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、700とする。
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	
105	ソーダ工業	10	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	25	20	黄鉛顔料製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、40とする。

108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	25	(1) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ5300、40とする。 (2) 酸化コバルト製造工程にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、40とする。 (3) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、40とする。 (4) イットリウム酸化物製造工程にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、40とする。 (5) 酸化銀製造工程にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、40とする。 (6) 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、40とする。 (7) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ100、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染	15	10	

	料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの			
114	石油化学系基礎製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ1800、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)の値は、30とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄(1)の値は、20とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業 (109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ1,100、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に	10	10	

	係るもの			
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	10	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、35とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	10	10	
133	生物学的製剤製造業	10	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10	

145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	10	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	
162	ガラス纖維（長纖維に限る。）・同製品製造業	15	10	
163	ガラス纖維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	

166	コンクリート製品製造業	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	碎石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	10	10	
172	うわ薬製造業	10	10	
173	高炉による製鉄業	10	10	(1) コークス製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ500、320とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
182	鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
183	伸鉄業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ45、40とする。

185	引抜钢管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
187	ブリキ製造業	10	10	
188	亜鉛鉄板製造業	10	10	
189	めっき钢管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
192	鍛鋼製造業	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ55、40とする。
200	非鉄金属製造業	15	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ50、35とする。
				(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄(1)

202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	35	10	及び（2）の値は、それぞれ40、25とする。 （2）アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ55、35とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	15	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業、又は情報通信機械器具製造業	15	10	半導体素子製造工程にあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ20、15とする。
206	輸送用機械器具製造業	15	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄（1）の値は、20とする。
207	精密機械器具製造業	10	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、第3欄（1）の値は、30とする。
208	ガス製造工場	10	10	
209	下水道業	25	10	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあっては、第3欄（1）の値は、15とする。
210	空瓶卸売業	20	10	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	15	10	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	15	10	
213	飲食店	25	20	
214	宿泊業	30	20	
215	リネンサプライ業	10	10	

216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	15	15		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	20	15		
219	自動車整備業	15	10		
220	病院	35	20		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、501人以上のものに限る。）	イ	40	20	(1) 221の項の第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ20、10とする。 (2) 単独処理浄化槽にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ60、10とする。
		ロ	30	15	
		ハ	30	10	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、201人以上500人以下のものに限る。）	40	20	(1) 222の項の第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄(1)の値は、20とする。 (2) 単独処理浄化槽にあっては、第3欄(1)の値は、60とする。	
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの除く。）	30	10	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄(1)の値は、20とする。	
224	ごみ処理業	20	10		
225	廃油処理業	10	10		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	10		
227	死亡獣畜取扱業	25	15		
228	と畜場	25	15		

229	中央卸売市場	20	15	
230	地方卸売市場	20	15	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	35	10	
232	(1) 食料品製造業	10	10	
	(3) 窯業・土石製品製造業	10	10	
	(4) その他の製造業	10	10	
	(5) 鉄道業及び道路旅客運送業	10	10	
	(6) 上水道業及び工業用水道業	10	10	
	(7) ドラム缶洗浄業	10	10	
	(8) 共同処理場	15	10	
	(9) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (221及び222の項に係るものを除く。)	40	10	
	(10) (1) から (9) までに分類されないもの	25	10	

備考 この表の第2欄中イとあるのは日平均排水量200立方メートル未満の指定地域内事業場を、ロとあるのは日平均排水量200立方メートル以上500立方メートル未満の指定地域内事業場を、ハとあるのは日平均排水量500立方メートル以上の指定地域内事業場を、それぞれ示す。

別表第3

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	1	1	
4	非金属鉱業	1	1	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	5.5	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1	

9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	3	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1	
16	野菜漬物製造業	2.5	1	
17	味噌製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	4	1.5	
19	うま味調味料製造業	1.5	1	
20	ソース製造業	3	1	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	1.5	1	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	2	1	
26	生菓子製造業	3	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	3	1	米糠を原料として使用するものにあっては、第3欄(1)の値は、4とする。
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	2.5	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	

35	めん類製造業	3	1	
37	豆腐・油揚製造業	4	1	
38	あん類製造業	3.5	1	
39	冷凍調理食品製造業	4	1	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	2.5	1	
41	清涼飲料製造業	2.5	1	
42	果実酒製造業	1.5	1	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	1.5	1	
45	蒸留酒・混成酒製造業	2	1	
46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	1.5	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るもの除去。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製纖工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	1	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	4	1	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	2	1	

61	繊維工業で綿状纖維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で纖維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	4	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	1	1	
67	繊維工業で纖維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	1	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしぱミグランドパルプ製造工程又は未さらしぱミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1	1	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしぱミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしぱミグ			

80	ランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1	1	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程 (前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	1	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程 (前工程の離解工程を含む。) に係るもの	1	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程 (前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。) に係るもの	1	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	1	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1	1	
89	機械すき和紙製造業	1	1	

90	手すき和紙製造業	1	1	
91	塗工紙製造業	1	1	
92	段ボール製造業	1	1	
93	重包装紙袋製造業	1	1	
94	セロファン製造業	1	1	
95	乾式法による纖維板製造業	1	1	
96	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	1	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	1	1	
105	ソーダ工業	1.5	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	1	1	
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	りん及びりん化合物製造工程にあっては、第3欄（1）の値は、2とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄（1）の値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1.5	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1	1	
	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造			

113	工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	1	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄（1）の値は、2.5とする。
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
115	脂肪族系中間物製造業	1.5	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ4、2.5とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	1.5	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあっては、第3欄（1）及び（2）の値は、それぞれ6.5、4とする。
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	1.5	1	
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	有機りん系農薬原体製造工程にあっては、第3欄（1）の値は、2とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	1	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	
129	塗料製造業	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
				医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使

131	医薬品原薬・製剤製造業	2.5	1	用するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、1.5とする。
132	医薬品製剤製造業	1	1	
133	生物学的製剤製造業	1	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	1.5	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	2	1	
143	写真感光材料製造業	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1	1	
146	化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1	
147	石油精製業	1	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
149	コークス製造業	1	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1	1	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	1	1	
157	板ガラス加工業	1	1	

158	ガラス製加工素材製造業	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	1	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	1	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	1	1	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
165	生コンクリート製造業	1	1	
166	コンクリート製品製造業	1	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1	1	
169	碎石製造業	1	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	1	1	
172	うわ葉製造業	1	1	
173	高炉による製鉄業	1	1	
175	フェロアロイ製造業	1	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	1	1	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	1	1	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	1	1	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	1	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1	1	
182	鋼管製造業	1	1	
183	伸鉄業	1	1	
184	磨棒鋼製造業	1	1	

185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	1	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	1	1	
189	めっき钢管製造業	1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	1	1	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
192	鍛鋼製造業	1	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）	1	1	
196	鋳鉄管製造業	1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1	1	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1	
200	非鉄金属製造業	1.5	1	
201	電気めっき業	1.5	1	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあっては、第3欄（1）の値は、2.5とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	(1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄（1）の値は、2.5とする。 (2) アルマイド加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第3欄（1）の値は、8とする。
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	電子回路製造業	1	1	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げる			民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による

205	ものを除く。)、電気機械器具製造業、又は情報通信機械器具製造業	1.5	1	表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、3とする。
206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、1.5とする。
207	精密機械器具製造業	1.5	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2	1	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄(1)の値は、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、3とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	3	1.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	1.5	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	2.5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	4.5	1	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2	
219	自動車整備業	2.5	2	
220	病院	4	2	

221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、501人以上のものに限る。）	イ	4	1	(1) 221の項の第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄(1)の値は、2とする。 (2) 単独処理浄化槽にあっては、第3欄(1)の値は、8とする。
		ロ	2	1	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が、201人以上500人以下のものに限る。）	4.5	2		(1) 222の項の第2欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ2、1とする。 (2) 単独処理浄化槽にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ8、1とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの除く。）	2	1		
224	ごみ処理業	1	1		
225	廃油処理業	1	1		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	1	1		
227	死亡獣畜取扱業	2	2		
228	と畜場	4	2		
229	中央卸売市場	4	2		
230	地方卸売市場	2.5	1.5		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	2		
2の項 から前 項まで	(1) 食料品製造業	1	1		
	(3) 窯業・土石製品製造業	1	1		
	(4) その他の製造業	1	1		
	(5) 鉄道業及び道路旅客運送業	1	1		
	(6) 上水道業及び工業用水道業	1	1		

232 に分類 されな いもの	(7) ドラム缶洗浄業	1	1	
	(8) 共同処理場	1	1	
	(9) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水 (221及び222の項に係るものを除く。)	4	1	
	(10) (1) から (9) までに分類されないも の	3.5	1	

備考 この表の第2欄中イとあるのは日平均排水量500立方メートル未満の指定地域内事業場を示し、ロとあるのは日平均排水量500立方メートル以上の指定地域内事業場を示す。